

さぬき市営墓地使用者募集について（随時募集）

1. 募集墓地

令和3年8月31日現在

墓地名称（所在地）	募集区画数	永代使用料
琴林霊園（津田）	5区画	135,000円
鶴羽霊園（鶴羽）	第1種地 42区画	220,000円
	第2種地 37区画	200,000円
	第3種地 58区画	180,000円
	第4種地 20区画	160,000円
	第5種地 10区画	140,000円
大谷墓地（鴨庄）	1区画	300,000円
二番墓地（鴨部）	3区画	300,000円ほか
北野間墓地公園（神前）	18区画	200,000円
石田西墓地公園（石田）	1区画	90,000円
尾崎墓地公園（長尾東）	14区画	300,000円

2. 申込資格（下記の要件をすべて満たす方）

- ・さぬき市内に住所を有している方
- ・現在、同一世帯でさぬき市営墓地を使用していない方
- ・墓地使用許可日から2年後の年度末までに墓石を建立できる方（令和3年度に許可の場合：令和6年3月末日）

※期日までに墓石が建立されていない場合は返還させていただきます。

なお、返還となった場合は、既に納められた永代使用料の返金はいりませんのでご注意ください。

3. 申込方法等

(1) 申込方法

生活環境課へ「墓地使用許可申請書」、「墓地建立予定届」、住民票の謄本（本籍記載分で6カ月以内に発行されたもの）を提出してください。

「墓地使用許可申請書」・「墓地建立予定届」はホームページからもダウンロードできます。

※郵送及び代理人による提出は可能ですが、申請書は申請者本人が自書ください。また、電話、FAX、電子メールによる申し込みはできません。

(2) 申込受付時間

午前8時30分～午後5時15分

※閉庁時（土、日曜日、祝日等）は、受付を行いません。

- (3) 申込受付場所
さぬき市役所生活環境課

4. その他

- (1) 墓地は、お貸しするもの（永代使用許可）で、売り渡すものではありません。
- (2) 申し込みは、1世帯1区画に限ります。
- (3) 申し込みにあたり、区画周辺の整備や通路の設置など、条件を付加することはできません。現状での貸し付けとなりますので、現地をよく確認した後に申し込みをしてください。
- (4) 相続以外の名義変更はできません。また、権利の転売、貸与もできません。

お問合せ先：さぬき市市民部 生活環境課 TEL087-894-1119
FAX087-894-3000
E-mail seikatsu@city.sanuki.lg.jp

※申請時は、事前に担当へご連絡ください。